

〔最高裁民訴事例研究 四五六〕

平二八三（民集七〇卷三号八四六頁）

米国法人がウェブサイトに掲載した記事による名誉等の毀損を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求訴訟について、民訴法三条の九にいう「特別の事情」があるとされた事例

損害賠償請求事件、最高裁平成二六年(受)一九八五号、平成二八年三月一〇日第一小法廷判決（裁時一六四七号二二頁、判時二二九七号四〇頁、判タ一四二四号一一〇頁）

〔事実〕

一 事実の概要

X<sub>1</sub>（原告・控訴人・上告人）は、パチンコ遊技機の開発、製造、販売等を主たる業務とする日本法人（株式会社）であり、また、Y（被告・被控訴人・被上告人）は、ネバダ州でゲーミング（賭博営業）免許を受けて、カジノの運営を主た

る業務とするネバダ州法人である。X<sub>2</sub>（原告・控訴人・上告人）は、X<sub>1</sub>の取締役会長であり、また、Yの取締役でもあった。Aは、X<sub>1</sub>の子会社であるネバダ州法人であり、Yの発行済株式の総数の約二〇%を保有していた。

ネバダ州の法令上、ゲーミング免許の取得者は、関係者が犯罪に関与しているなど不適合であると規制当局に認定されると、当該免許を剥奪されることがある。また、Yの定款には、取締役会が、ゲーミング免許の維持を脅かす可能性のある者として不適合であると自ら判断した株主の株式を強制的に償還する旨の定めがある。

A及びX<sub>1</sub>は、Yや他の出資者との間で、Yへの出資等に関連する複数の合意をしている。これらの合意中には、同意に関して提起される訴訟をネバダ州裁判所の専属管轄とし、ネバダ州法を準拠法とする定めがあり、また、同意に係る契約書面はいずれも英語で作成されている（以下「本件株主間合意」という）。

Yのコンプライアンス委員会は、平成二三年、米国の法律事務所にて、X<sub>2</sub>がYのゲーミング免許の維持を脅かすこととな

り得る行為に関与した可能性を示す証拠が存在するかどうかなどの調査をさせた。

上記法律事務所は、平成二四年二月一日、X<sub>2</sub>及びその関係者が、フィリピンや韓国においてゲーミング事業の監督等を行う立場にあった政府職員等に対し賄賂を供与するなど米国の連邦法である海外腐敗行為防止法に違反する行為を繰り返してきたようにみられること等を記載した報告書（以下「本件報告書」という）を上記委員会に提出した。本件報告書の調査資料となった多数の文書、本件報告書の作成に関与した者、上記調査において事情聴取を受けた者等は、主として米国に所在する。

Yの取締役会は、平成二四年二月一日、X<sub>2</sub>を除く取締役の全員一致で、本件報告書に基づき、A及びX<sub>1</sub>はYの定款にいう不適格である者と判断し、Aが保有するYの株式を強制的に償還することを決議した。

Yは、平成二四年二月一日、そのウェブサイトに英語で作成された要旨次のような内容の記事（以下「本件記事」という）を掲載した。

ア X<sub>2</sub>及びその関係者が、自らの利益を図るために、海外腐敗行為防止法に明白に違反しYの行動準則を著しく無視するやり方で、三年余りの期間に三六回以上にわたって不適切な活動に従事してきたことが、本件報告書によって立証されたこと

イ Yの取締役会は、平成二四年二月一日、X<sub>2</sub>を除く取締役の全員一致で、A及びX<sub>1</sub>がYの定款にいう不適格である者と判断し、Aが保有するYの株式を強制的に償還する決議をしたこと

Yは、平成二四年二月一日、ネバダ州裁判所に対し、A及びX<sub>1</sub>を被告として、Yが合法的にかつ定款等に忠実に行動したことの確認請求及びX<sub>2</sub>の信託義務違反に関する損害賠償請求に係る訴訟を提起した。これに対し、A及びX<sub>1</sub>は、同年三月二日、Y及びその取締役らを被告として、Yの上記取締役会決議は無効であるとして、その履行の差止めと損害賠償等を求める反訴を提起した（以下、ネバダ州裁判所に係属している上記の各訴訟を併せて「別件米国訴訟」という）。別件米国訴訟における開示の手続では、当事者双方から、合計約一〇〇名の証人及び合計約九五〇〇点の文書が開示されている。開示された文書の大部分は英語で作成され、また、証人の大半は米国等に在住し日本語に通じない。

X<sub>1</sub>らは、平成二四年八月、Yがインターネット上のウェブサイトに掲載した記事によって名誉及び信用を毀損されたなどと主張して、Yを被告として、不法行為に基づく損害賠償を請求する本件訴訟を提起した。

## 二 本件の訴訟経過

第一審判決（東京地判平成二五年一〇月二二日）は、以下のように判示して本件訴訟を却下した。まず、不法行為地管

轄（民訴三条の三第八号）については、「インターネット上の表現が名誉毀損に該当する場合については、名誉毀損の結果が、当該表現が発信された地と異なる地において発生したとしても……、当該地において名誉毀損の結果が発生し得ることが、客観的事情に照らして予見可能であった場合には、名誉毀損の結果発生地をもって、不法行為の直接の結果が発生したものと解することは妨げられない」として、これを肯定した。その上で、民訴三条の九の「特別の事情」については、「①Yの事業・経営に関し、日本の裁判所に訴訟が係属することは、双方当事者としても、予定も予想もしていなかったと解するのが相当であること、②本件訴訟に関連する証拠についても、比較的多くの書証・関連証人等が米国内に所在すると考えられ、これらを日本の裁判所において取り調べるには、多数の証拠に関して翻訳や通訳が必要となること、③Y及びその関係者にとって、日本において本件訴訟への対応をすることは、相当程度の負担となり、他方、Xらは、関連する別件米国訴訟への対応・反訴提起等の活動を行っていること」等の事情があることを理由として、これを肯定した。なお、以上に付け加えて、「特別事情の有無については、民訴法三条の九の趣旨に照らして、同条記載の各要素が総合的に判断されるべきであり、安易に特別事情による却下を認めかねないため、厳に慎まなければならないが、他方で、Xら

が主張するように、特別事情を極めて限定的な場合に限られるとの解釈をすべきものと解することはできず、前述したとおりの本件における諸事情の下では、当事者間の衡平や適正迅速な審理の実現のために、我が国における審理及び裁判をすることが相当でない」とも判示した。

控訴審判決（東京高判平成二六年六月一二日）も、第一審判決を概ね引用し、かつ、Xらの第一審判決の理由付けに対する反論を退けて、控訴を棄却した。そこで、Xらは上告受理申立てをした。

#### 〔判旨〕

本判決は、以下のように判示して、Xらの上告を棄却した。「本件は、Xらが、Yがインターネット上のウェブサイトに掲載した記事によつて名誉及び信用を毀損されたなどと主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求する事案である。米国ネバダ州法人であるYが上記記事をウェブサイトに掲載することによつて、日本法人とその取締役であるXらの名誉及び信用の毀損という結果が日本国内で発生したといえることから、本件訴えについては日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合に当たる（民訴法三条の三第八号）。」

「本件訴訟の本案の審理において想定される主な争点は、本件記事の摘示する事実が真実であるか否か及びYがその摘

示事実を真実と信ずるについて相当の理由があるか否かである。本件訴訟と別件米国訴訟とは、事実関係や法律上の争点について、共通し又は関連する点が多いものとみられる。」

「そこで、本件について、民訴法三条の九にいう「事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情」があるか否かを検討する。上記事実関係等によれば、本件訴訟の提起当時に既に係属していた別件米国訴訟は、米国法人である Y が、X<sub>2</sub> 及びその関係者が海外腐敗行為防止法に違反する行為を繰り返すなどしていたとして、X<sub>2</sub> が取締役会長を務める X<sub>1</sub> の子会社である A が保有する Y の株式を強制的に償還したこと等に関して、Y と A 及び X<sub>1</sub> との間で争われている訴訟であるところ、本件訴訟は、X<sub>1</sub> が、上記の強制的な償還の経緯等について記載する本件記事によって名譽及び信用を毀損されたなどと主張して、Y に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めるものであるから、別件米国訴訟に係る紛争から派生した紛争に係るものといえる。そして、事実関係や法律上の争点について、本件訴訟と共通し又は関連する点が多い別件米国訴訟の状況に照らし、本件訴訟の本案の審理において想定される主な争点についての証拠方法は、主に米国に所在するものといえる。さらに、X<sub>1</sub> も Y も、Y の経営に関して生ずる紛争については米

国で交渉、提訴等がされることを想定していたといえる。実際に、X<sub>1</sub> は、別件米国訴訟において応訴するのみならず反訴も提起しているのであって、本件訴えに係る請求のために改めて米国において訴訟を提起するとしても、X<sub>1</sub> にとって過大な負担を課することになるとはいえない。加えて、上記の証拠の所在等に照らせば、これを日本の裁判所において取り調べることは Y に過大な負担を課することになるといえる。これらの事情を考慮すると、本件については、民訴法三条の九にいう「日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げる」ととなる特別の事情」があるといえるべきである。」

### 〔評 釈〕

本判決の理由付けの一部に検討の余地があるが、結論には賛成する。

#### 一 問題の所在と本判決の意義

本判決は、米国法人である Y が米国内からインターネット上に発信した記事によって、X<sub>1</sub> に名譽・信用毀損の損害が生じたことを理由として、日本の裁判所に提起された不法行為に基づく損害賠償請求訴訟について、わが国に不法行為地管轄（民訴三条の三第八号）を認めた上で、特別

の事情による訴えの却下の規定（民訴三条の九）によって、訴えを却下したものである。

民訴三条の九の規定は、平成二三年改正によって新設されたものであるため、同規定の適用の可否に関する事例の蓄積は未だ十分ではない状況にあるが、本判決は、最高裁としては初めて、同規定の適用を肯定した事例としての意義を有する。また、本件のようなサイバー空間における名誉毀損等の不法行為に関しては、典型的に不法行為地管轄が無限に拡散し得ることになるが、本判決は、不法行為地管轄を民訴三条の九の規定によって限定したという性格を見出すことが可能なものであり、この意味においても意義を有する。

## 二 不法行為地管轄における結果発生地の拡散の問題

不法行為地管轄（民訴三条の三第八号）の発生要件である「不法行為があつた地」に関しては、不法行為の原因行為地のみならず、不法行為の結果発生地も含まれると解されてお<sup>(4)</sup>り、条文もこの解釈を前提としている（同号括弧書参照）。ただし、遠隔地からの不法行為の事案に関しては、類型によっては結果発生地が無限に拡散し得ることになるので、管轄地の不当拡散に一定の制約をかけるために、例

えば、直接的ないし物理的な結果発生地に限定すべきである（派生的ないし経済的な結果発生地は除かれる）と解されてお<sup>(5)</sup>り、また、日本国内における結果発生を予見することができない場合は除かれる旨が条文上規定されている（同号括弧書）など、解釈上及び立法上の工夫がなされているところである。

結果発生地の無限拡散が特にクリティカルな問題となる類型は、サイバー空間における不法行為である。例えば、本件のようなサイバー空間を通じた名誉・信用毀損又はプライバシー侵害などの事案類型に関しては、不法行為の結果発生地は、侵害対象となつている法的利益が存在する地（名誉毀損の場合であれば、低下することになる社会的評価が存在する地）であつて、かつ、当該情報がサイバー空間を通じて提供された全ての地（名誉毀損の場合であれば、社会的評価を低下させる情報にアクセス可能な全ての地）とい<sup>(6)</sup>うことになるからである。また、これを前提にすると、多くの場合において被害者である原告の住所地に管轄権が認められることになるが、加害者である被告の利益とのバランスの観点からは、このような帰結が常に適切であるかとい<sup>(7)</sup>う問題も生じ得ることになる。

そこで、このような事案類型において、結果発生地該当

性を限定するための方法として、まず、当該国において発生した損害についてのみ当該国は管轄権を有するという考え方があり得る。<sup>(8)</sup>しかし、客観的併合管轄が認められることになること（民訴三条の六本文）との関係からすると、この考え方はわが国の解釈論としては採用しにくいように思われる。<sup>(9)</sup>また、結果発生の予測可能性（上記②）の解釈上、偶発的な情報の受信地・頒布地を除外することによって、結果発生地の該当性を限定するという方法もあり得る。もっとも、サイバー空間における名誉毀損等の事案類型に關しては、一応は言語上の障害によって事実上情報の受け手が限定されるといったことを想定することはできるもの<sup>(10)</sup>、本件のような英語表記の事案に關しては、このような考え方によって結果発生地該当性を限定することは容易ではないように思われる。<sup>(11)</sup>

そうすると、本件のような事案に關しては、わが国に管轄地が不当に拡大されることを制限する方法として、特別の事情による訴え却下（民訴三条の九）が果たすべき機能的役割は、相対的に大きくなることになる。<sup>(12)</sup>

### 三 特別の事情による訴えの却下の規定（民訴三条の九）について

（一）平成二三年改正以前の「特段の事情論」

平成二三年改正前においては、国際裁判管轄に関する明文規定は存在しないと理解されていたため、<sup>(13)</sup>国際裁判管轄に關する規律については解釈論であった。学説においては、国内土地管轄規定に完全に準拠して国際裁判管轄の有無を決する見解（逆推知説）と国内土地管轄規定のみに準拠することを否定する見解（管轄配分説）が対立していた。そして、当初の最高裁判決は、一般論としては管轄配分説の理念を説きつつも、具体的な判断手法としては逆推知説を採用していたところ（マレーシア航空事件判決・最二小判昭和五六年一〇月一六日民集三五卷七号一二二四頁）、後の最高裁判決は、逆推知説から得られる結論を「特段の事情」が存在する場合に修正することを認めたため（ドイツ車預託金事件判決・最三小判平成九年一月一日民集五一卷一〇号四〇五五頁）、その後の下級審裁判例においては、逆推知説から得られる帰結を修正する解釈上のツールとして、「特段の事情」の枠組みが広く用いられることとなつていった<sup>(14)</sup>（いわゆる「特段の事情論」）。

学説においても、「特段の事情」の枠組みを用いることに關しては、比較的広い支持を集めていたもの<sup>(15)</sup>、特段の事情を認めることが可能な範囲に關しては、裁量移送と同

様のものと理解する見解、また、これよりも限定的に理解する見解などがあり、若干の温度差が存在していたところであった。<sup>(16)</sup>

## (二) 民訴三条の九の規定の新設

民訴三条の九の規定は、平成二三年改正の際に「特段の事情」の枠組みの趣旨を踏まえて規定されたものである。<sup>(17)</sup> 同規定によると、「事案の性質」、「応訴による被告の負担の程度」、「証拠の所在地」、「その他の事情」といった考慮要素を総合的に考慮した結果として、「日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情」があると認められる場合は、わが国の国際裁判管轄が否定されることになる。<sup>(18)</sup>

そして、平成二三年改正の立法担当官の解説<sup>(19)</sup>においては、「事案の性質」は「請求の内容、契約地、事故発生地等の紛争に関する客観的な事情」を、「応訴による被告の負担の程度」は「応訴により被告に生じる負担、当事者の予測可能性等の当事者に関する事情」を、「証拠の所在地」は「物的証拠の所在や証人の所在地等の証拠に関する事情」を、「その他の事情」は「その請求についての外国の裁判所の管轄権の有無、外国の裁判所における同一又は関連事

件の係属等の事情」を考慮すべきことを意味していると説明されている。

なお、前述の通り、平成二三年改正前においては、特段の事情を認めることが可能な範囲の広狭に関して温度差が生じていたが、改正後においても、同様の温度差は本条の規定に関して生じ得るものと考えられる。<sup>(20)</sup> ただし、同改正前の「特段の事情論」の基礎は、国内土地管轄規定は国際裁判管轄を考慮して規定されたものではないため、必ずしも逆推知説的な処理では妥当な結論が得られないという点にあったことからすると、国際裁判管轄規定が整備された同改正後においては、一般論としては、「特別の事情」が認められる範囲は、「特段の事情」の場合のそれよりも限定的に理解されることになるように思われる。<sup>(21)</sup>

## 四 本判決について

民訴三条の九の適用の可否を検討する上で本判決が挙げている事情は、①本件訴訟は別件米国訴訟に係る紛争であるYの取締役会決議の適法性に関する紛争から派生した紛争であること、②本件訴訟の本案の審理において想定される主な争点についての証拠方法は、主に米国に所在すること、③本件訴訟の当事者は、Yの経営に関して生ずる紛争

については米国で交渉、提訴等がされることを想定していたこと、④Xらは、別件米国訴訟において応訴するのみならず反訴も提起していることから、改めて米国において訴訟を提起するとしても、過大な負担を課することになるとはいえないこと、⑤証拠の所在等に照らせば、これを日本の裁判所において取り調べることはYに過大な負担を課すること、の五点に整理することができる。<sup>(22)</sup>

民訴三条の九の規定の適用の可否は、「当事者間の衡平」や「適正かつ迅速な審理の実現」を妨げるか否かという観点から決定されるところ、国際裁判管轄の個々の類型に関するルール設定も、上記の二つの観点から利益衡量を行った結果としてなされたものであるといえる。<sup>(23)</sup> もつとも、この利益衡量は個々の類型における典型的な事案を想定したものにすぎないため、典型的な事案において想定されていない事情、すなわちルール設定の際の利益衡量において既に評価済みとはいえない事情を斟酌する役割を果たすが、民訴三条の九の規定であるといえる。<sup>(24)</sup> そうすると、不法行為地管轄の例外が問題となる場面においては、不法行為地管轄の趣旨——⑦不法行為地に被害者が所在する場合においては、被害者の保護に資することになること、④証拠方法が不法行為地に集中していることが多いため、不法行為

訴訟の審理の便宜に資すること、⑧不法行為地において提訴がなされたとしても、加害者に予測を超えた応訴を強制することにはならないこと、などが一般的に挙げられている<sup>(25)</sup>——が当てはまる典型的な事案との乖離を示す例外的事情が、民訴三条の九の規定の適否を検討する際の考慮要素として必要となる。

このような観点からすると、まず、理由③は、主に趣旨⑨に関する例外的事情と位置付けることができる。もつとも、日本国内における結果発生が被告の予測を超える場合は、民訴三条の三第八号括弧書によって不法行為地管轄自体が否定されることになるため、民訴三条の九において被告の予測を別途問題にする意義は問題となり得るところである。この点については、本判決の理由③の内容は、紛争解決地に関する被告の予測についての事情であることから、結果発生地以外に関する被告の予測については、別途民訴三条の九の考慮要素となり得るといふ発想を読み取ること<sup>(26)</sup>も可能であるように思われる。もつとも、通常の不法行為の事案においては、結果発生地と紛争解決地に関する被告の予測を区別して、前者を否定し後者を肯定することは、困難な場合が多いものと考えられる。また、本件のように、既に形成されている一定の社会関係内において生じる不法



行為の場合などにおいては、別途後者を問題とすることは不可能ではないように思われるが、内国・外国牽連性に關する事情と明快に區別することは、困難な場合が多いように思われる。

次に、理由②は、主に趣旨①に関する例外的事情と位置付けることができる。本件の審理の主たる争点として想定されるのは、Xの違法行為の真实性やYの記載行為の相当性であるが、本件の事案においては、真实性・相当性に關する証拠の量は著しく多く（合計約一〇〇名の証人及び合計約九五〇〇点の文書）、そのほとんどが米国内に所在していることからすると、これらの点が「特別の事情」を肯定する要素（趣旨④の例外的事情）として重視されるのはやむを得ないように思われる。もつとも、真实性・相当性に關する証拠調べの対象を限定することによって、日本国内において充実した審理を可能とすることが本当に困難であったのかについては、もう少し詳細な理由付けが必要であったようにも思われる。<sup>27)</sup>

また、本件は不法行為地に被害者（原告）が存在する事案であるため、趣旨⑦も問題となり得ることになる。そうすると、上記以外の理由（①・④・⑤）に関しては、必ずしも本件においては、被害者の所在地に管轄を認めるとい

う内容の保護を図る必要性がないことを基礎付ける事情として、位置付けられ得ることになる。理由①に関しては、「特段の事情論」において重視されてきた外国牽連性を指摘するものであるが、本件がネバダ州法人Yの取締役会決議の適法性に關する紛争からの派生紛争であることは明らかであり、本件の米国への牽連性は濃厚であると考えられることからすると、この点が「特別の事情」を肯定する要素として重視されるのはやむを得ないように思われる。ただし、このような外国牽連性のみによっては、被害者の管轄上の利益の例外を基礎付けるのに必ずしも十分ではないようにも思われるところであり、理由④・⑤のような当事者の負担に關する事情は、このような例外的結論の許容性を基礎付けるものとして挙げられているものと見ることができよう。

なお、本判決の理由付けの中には、別件米国訴訟との關係性を意識したものが存在することから（主に理由①・④）、本判決が本件の事案に國際的訴訟競合の性格を見出していると評価することも不可能ではない。しかし、本判決の理由付けは、直接的に別件米国訴訟の係属自体を問題にしたものではないため、上記のような評価をすることに<sup>28)</sup>は慎重にならざるを得ないように思われる。

## 五 おわりに

本判決は、民訴三条の九の適否に関する初めての最高裁判決であり、事例判決ではあるものの、同条が不法行為地管轄の例外として機能する事例であった点において、今後の参考としての意義を有する。本件は、原告が専ら米国内で行っていた経済活動に起因する事案であり、また、原告の米国内における訴訟活動が比較的容易であると見られることや、想定される争点の証拠の大多数が米国内に存在することからすると、不法行為地管轄の例外を認めた本判決の結論は首肯することができるように思われる。もともと、不法行為の事案において、被告の予測を民訴三条の九の規定の次元で別途問題にすることに關しては、さらなる検討が必要であるように思われる。

(1) この点に関する第一審判決の具体的な判示は、以下の通りである。「(一) 本件事案の性質について / 本件訴訟は、米国内において行われた本件プレスリリース掲載行為が加害行為とされるとともに、インターネットを通じて日本で名誉・信用毀損結果が生じた主張されている事案であり、日本において発生した結果が問題とされている。 / もっと

も、本件プレスリリース掲載行為の前提となった本件調査及び本件取締役会決議は、① X<sub>1</sub>の米国における子会社であり、X<sub>2</sub>が代表者を務めるAが設立当初からの株主であるYの定款の定めに基づいて、② X<sub>2</sub>及びその関係者らに不適格と判断すべき行為があったことを理由として、③ Aが保有するYの株式を強制償還することの可否についての問題に係るものである。このように、本件に係る紛争は、もともと、X<sub>2</sub>及びX<sub>1</sub>が、米国子会社を通じて、Yに出資し、その経営に關与・参画したことに端を発し、Yによるゲームング事業の遂行に伴って生じているものであるといえる。 / これらに加えて、本件当事者及びその関係者間で締結された各種合意(本件株主間合意、本件出資合意、本件売買合意等)においては、各合意に係る契約書面は英語で記載されており……、また……、準拠法をネバダ州法とすることや、同州の州裁判所を専属管轄裁判所とすること等が定められていたこと等の事情に鑑みれば、上記事業やYの経営に關して生じる問題や紛争については、米国において英語を用いて、調整・交渉・提訴等が行われ、又は行うべき場面が生じることも、X<sub>2</sub>及びX<sub>1</sub>として、当然に想定していたであろうことが容易に推認できるものである。」

(2) この点に関する第一審判決の具体的な判示は、以下の通りである。「名誉毀損の主張との関係で、真实性・相当性の有無が争点となると考えられる。この点について、本

件報告書…：関係の書証、人証は、調査が米国で行われたものであるから、主に米国に存在しているものと推認される。これを日本の裁判所で調べるためには、英語で作成された書証を日本語に翻訳し、人証については、証人やY取締役らの呼出しが必要となる。書証は、本件報告書に關係するものだけでも相当程度の量があることがうかがわれ…：、人証についても、Y取締役らの尋問を行う場合には、人数が多い上に通訳を要するため、多数回の期日を要することが予想される。／他方で、名譽・信用毀損の損害についての証拠は、株価についての書証や原告Xの本人尋問などが必要となることが考えられるが、量もそれほど多くないと予想されるし、また、日本における訴訟手続でなく、過度の負担や多数回にわたる審理を要することなく、取調べをすることは十分可能であるといえる。」

(3) この点に関する第一審判決の具体的な判示は、以下の通りである。「名譽毀損の主張との関係で、真实性・相当性の有無が争点となると考えられる。そこで、本案の審理に関しては、本件プレスリリース行為の前提となった本件調査及び本件取締役会決議の適法性・相当性等が問題となるところ、この点に係る書証や関係者の多くは、米国内に存在するものと考えられる。／そうすると、本件を日本で審理することにより、Yは、英語の書証を翻訳して提出する必要があるし、証人等の尋問手続の際には、Y取締役ら

関係者が来日して、日本で通訳を介して尋問を行うことになる。これが、Y及びその関係者にとって相当の負担となることは容易に推認されるのである。」

(4) 佐野寛「不法行為地の管轄権」高桑昭「道垣内正人編『新・裁判実務大系(三) 国際民事訴訟法(財産法関係)』(青林書院、二〇〇二年) 九二頁、笠井正俊「越山和広編『新コンメンタール民事訴訟法(第二版)』(日本評論社、二〇一三年) 四二頁(越山和広)、本間靖規「中野俊一郎『酒井一』国際民事手続法(第二版)』(有斐閣、二〇一二年) 六〇頁(中野俊一郎)など。

(5) 新堂幸司「小島武司編『注釈民事訴訟法(一)』(有斐閣、一九九一年) 一三二頁(道垣内正人)、齋藤秀夫「小室直人」西村宏「林屋礼二」編著『注解民事訴訟法(五)』(第一法規出版、一九九一年) 四四四頁(山本和彦)、佐野・前掲(注4) 九二頁以下、本間「中野」酒井・前掲(注4) 六一頁(中野)など。また、本件の第一審判決や控訴審判決も、これを前提に本件の不法行為地管轄の有無を判断しており、第一審判決は、「インターネット上の表現在名譽毀損に該当する場合については、名譽毀損の結果が、当該表現が発信された地と異なる地において発生したとしても、…：当該地において名譽毀損の結果が発生し得ることが、客観的事情に照らして予見可能であった場合には、名譽毀損の結果発生地をもって、不法行為の直接の結

果が発生したものと解することは妨げられない」と判示している。

(6) 道垣内正人「サイバースペースと国際私法 準拠法及び国際裁判管轄問題」ジュリー一一七号(一九九七年)六四頁。

(7) 中西康「マスメディアによる名誉毀損・サイバースペースでの著作権侵害等の管轄権」高条<sup>II</sup>道垣内編・前掲(注4)一〇二頁。

(8) 欧州司法裁判所一九九五年三月七日判決の考え方であり、詳細については、中西康「出版物による名誉毀損事件の国際裁判管轄に関する欧州司法裁判所一九九五年三月七日判決について」論叢一四二巻五<sup>II</sup>六号(一九九八年)一八一頁参照。

(9) 中西・前掲(注7)一〇四頁。

(10) 中西・前掲(注7)一〇四頁、種村佑介「判批」判評六九八号(二〇一七年)一五四頁。

(11) 第一審判決も、「Yは、米国の法人であるものの、①本件プレスリリースがインターネット上に公開される以上は、日本国内でも容易に閲覧可能な状態に置かれること、②Xは、日本人であり、Aの親会社であるXは、日本の株式会社であって、日本国内にも株主が多数いることは容易に想像され得るところであることからすれば、英語表記である点を考慮しても、なお日本国内で閲覧され、日本の投

資家等にも多大な影響を及ぼすであろうことは、十分予見することが可能であったといえる」と判示しており、この判断に賛成するものとして、中村知里「判批(本件第一審判決)」ジュリー一四八二号(二〇一五年)一一八頁。

(12) 種村佑介「判批(本件控訴審判決)」ジュリー一四七九号(平成二六年度重判解)三〇九頁。

(13) 旧々民訴法の当時は、ドイツ法の影響から国内土地管轄規定は国際裁判管轄規定としての機能をも同時に有するという理解(二重機能説)が浸透しており、このような理解を前提とすると、民訴法には国際裁判管轄に関する規定が存在すると理解されることになるが、次第に民訴法には国際裁判管轄に関する規定は存在しないという理解が通説化していくこととなった(中野俊一郎「国際裁判管轄の決定方法とわが国学説・判例の形成過程」鈴木正裕先生古稀祝賀「民事訴訟法の史的展開」(有斐閣、二〇〇二年)四一頁以下参照)。

(14) 「特段の事情」の存在を肯定した下級審裁判例としては、東京地判平成一〇年三月一九日判タ九九七号二八六頁(クラシックカー事件)、東京地判平成一〇年一月二日判タ一〇〇三号二九二頁、東京地判平成一二年七月二五日判タ一〇九四号二八四頁(記念金貨事件)、東京高判平成一二年二月二〇日金判一一三三三号二四頁(東京地判平成一二年七月二五日の控訴審)、東京地判平成一四年一月一

八日判時一八一二号一三九頁（鉄人二八号事件）、東京地判平成一五年九月二六日判タ一一五六号二六八頁、東京地判平成二〇年六月一日判時二〇二八号六〇頁（ソプリントラスト事件）、仙台地判平成二二年三月一九日判時二〇五二号七二頁、仙台高判平成二三年九月二二日判タ一三六七号二四〇頁（仙台地判平成二二年三月一九日の控訴審）などが挙げられる。

(15) 中野・前掲（注13）四一頁、五七頁参照。特段の事情論に否定的な評価をしていたものとして、安達栄司『国際民事訴訟法の展開』（成文堂、二〇〇〇年）一二四頁など。

(16) 詳細については、安達栄司「判批」金判二五〇七号（二〇一七年）一一頁、高杉直「判批」ジュリ一五〇五号（平成二八年度重判解）三二四頁参照。

(17) 佐藤達文⇨小林康彦編著『二問一答平成二三年民事訴訟法等改正——国際裁判管轄法制の整備——』（商事法務、二〇一二年）一五八頁。

(18) 佐藤⇨小林編著・前掲（注17）一五八頁以下。

(19) 平成二三年改正後において、民訴三条の九の適否が問題となった下級審裁判例（本件の第一審判決・控訴審判決を除く）としては、管見が及ぶ限り以下のようなものがある。東京地判平成二五年二月二二日LEXDB文献番号25510985（中国に所在する不動産に関する共有物分割の訴え・適用肯定）、東京地判平成二五年二月三日LEXDB

文献番号25516483（中国籍から日本に帰化した後に中国に転居した者に対する損害賠償請求・適用否定）、東京高判平成二六年一月一七日判時二二四三号二八頁（専ら日本国内で消費者に金融商品の購入の勧誘活動を行っていた米国会社に対する損害賠償請求等・適用否定）。なお、唯一の肯定例である東京地判平成二五年二月二二日は、中国物権法の法解釈の困難性を主たる理由としているが、準拠法の問題は本条とは別平面の問題であるから（本問⇨中野⇨酒井・前掲（注4）四四頁（中野））、この点を重視した同判決には疑問が残る（岡野祐子「判批」ジュリ一四六六号（平成二五年度重判解）三〇三頁）。

(20) 高杉・前掲（注16）三三四頁。

(21) 笠井⇨越山編・前掲（注4）六二頁（越山）、中村知里「判批（本件第一審判決）」ジュリ一四八二号（二〇一五年）一一八頁。ただし、民訴三条の九による調整を織り込んで規定された管轄原因も存在しているため（中西康「新しい国際裁判管轄規定に対する総論的評価」国際私法年報一五号（二〇一三年）一二頁参照）、あくまで一般論にとどまる。

(22) これらを立法担当官の解説に従ってあえて分類するとすれば、理由①は、Yの取締役会決議の適法性に関する紛争からの派生紛争という客観的な事情を挙げて、本件の事案の米国との牽連性を指摘するものであり、「事案の性質」

に分類することができる(高杉直「本件判批」WJL判例コラム第七五号六頁(文献番号2016WJLJCC013)、種村・前掲(注10)一五五頁)。理由②は、「証拠の所在地」に分類することができる。理由③は、当事者の予測可能性に関するものであり、また、理由⑤は、被告の応訴負担に関するものであるから、「応訴による被告の負担の程度」に分類することができる(もつとも、理由⑤については、実質的には「証拠の所在地」と強く関連している)。理由④は、以上の三つに分類しにくいいため、「その他の事情」に分類することになる。

(23) 不法行為地管轄に関しても、このような評価が可能であることについて、種村・前掲(注10)一五四頁。

(24) 新堂Ⅱ小島編・前掲(注5)一〇五頁(道垣内)、道垣内正人「国際裁判管轄」高桑Ⅱ道垣内編・前掲(注4)四七頁以下、安達・前掲(注16)一二頁。

(25) 新堂Ⅱ小島編・前掲(注5)一三一頁(道垣内)、佐野・前掲(注4)九二頁、本間Ⅱ中野Ⅱ酒井・前掲(注4)五八頁(中野)、笠井Ⅱ越山編・前掲(注4)四一頁(越山)。なお、この他にしばしば、不法行為訴訟は不法行為地国の公序に関係することが挙げられることもある。

(26) 中村・前掲(注11)一一九頁参照。

(27) 安達・前掲(注16)一三頁は、別件米国訴訟における大量の証拠を本件訴訟において取り調べる必要性があるか

について、疑問を呈している。

(28) 野村武範「判批」ジュリ一五〇一号九〇頁、高杉・前掲(注16)三一四頁、村上正子「判批」ジュリ一五〇五号(平成二八年度重判解)一四七頁、種村・前掲(注10)一五六頁。なお、関連紛争に過ぎない(Ⅱ等価値性のない)外国訴訟の係属を国際的訴訟競争の問題領域の枠内で捉えようとすることは、議論の拡散を招くように思われるため、この点からもこのような評価をすることには慎重にならざるを得ないように思われる(安達・前掲(注16)一〇頁参照)。

山木戸 勇一郎